平成２３年（フ）第５３０号
大津市大平２丁目６番６―403号
債務者　宮本　麻衣（旧姓関屋）
1　決定年月日時　平成24年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３号
滋賀県野洲市市三宅2735番地２　アーバングレイス101号
債務者　今村　知美（旧姓松本）
1　決定年月日時　平成24年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第５号
滋賀県栗東市高野431番地２　レジデンス栗東301号
債務者　比嘉　寿美
1　決定年月日時　平成24年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第７号
滋賀県高島市今津町浜分528―11大阪自彊館さわやか荘、住民票上の住所大阪市西成区天下茶屋１丁目３番17号大阪自彊館
債務者　濱井　晴近
1　決定年月日時　平成24年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１２５号
鳥取県鳥取市吉方温泉３丁目687番地、旧住所鳥取県鳥取市富安２丁目59番地　カレント富安503号
債務者　角西　厚彦
1　決定年月日時　平成24年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第６４８号
広島市安佐南区西原９丁目６番９－４号
債務者　土井由利江
1　決定年月日時　平成24年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１２７９号
広島市西区己斐上５丁目38番17―504号
債務者　沖田　孝志
1　決定年月日時　平成24年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１２８０号
広島市西区己斐上５丁目38番17―504号
債務者　沖田美津子（旧姓播磨）
1　決定年月日時　平成24年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１３６０号
広島市安佐北区可部南３丁目２番２号
債務者　伊藤　孝子
1　決定年月日時　平成24年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１４５６号
広島市東区牛田早稲田１丁目23番22―101号
債務者　宇根川瑠璃子
1　決定年月日時　平成24年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１４９８号
広島県安芸郡坂町平成ヶ浜２丁目２番93―406号
債務者　関　　真理
1　決定年月日時　平成24年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第４０９号
福岡県三井郡大刀洗町大字山隈1325番地１桜コーポ５
債務者　多々納茉奈美
1　決定年月日時　平成24年１月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第１号
福岡県柳川市佃町1585番地
債務者　江口　致之
1　決定年月日時　平成24年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２４年（フ）第２号
福岡県柳川市佃町1585番地
債務者　江口　千景
1　決定年月日時　平成24年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２４年（フ）第２号
鹿児島県奄美市名瀬大字小宿2226番地　里、旧住所奈良市五条西１丁目24番25―Ｃ205号
債務者　守　　高宏
1　決定年月日時　平成24年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２３年（フ）第１４３７号
京都市北区衣笠街道町32番地１　イースタン平野路404、前住所京都市上京区寺之内通千本西入下る柏清盛町994番地13
債務者　村田　尚子
1　決定年月日時　平成24年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１５９６号
京都市伏見区桃山町大島38番地２　13Ａ101
債務者　前田寿榮美
1　決定年月日時　平成24年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１８０４号
京都市伏見区石田森南町34番地　醍醐石田団地33―306
債務者　宮崎　雄司
1　決定年月日時　平成24年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係